

地域風景資産の名称：

三宿の森緑地

住所： 世田谷区三宿二丁目 27 番 27 号 (三宿の森緑地)

位置図：



地域風景資産の特徴：

烏山川緑道の崖上にある三宿の森は、昭和初期には個人のお屋敷、戦後は法務省の施設として使われてきた。今は、住民の方々の取り組みによって緑地となり、多様な自然環境をもった世田谷地域の風景の骨格となっている。



地域風景資産の背景等：

三宿の森緑地は、多くの人々が関わってできた緑地であり、地域の中でも風景の骨格となる緑を有する資産である。活動人にあたる「三宿の森を育てる会」は、整備時の会を母体とするもので、その活動は定期的な管理から利用者への緑地の価値や活動への理解等の普及啓発活動まで幅広く、楽しく、工夫に富んだものである。地域に広がる緑の保全・育成活動という目標のもと地域住民や行政、賛同者と関わり協力しながら進める活動は、風景づくり活動のお手本として今後も期待される。

備考：

夜間は閉鎖しています。